

第 26 期筑前町農業委員会の委員募集要項

1 募集人数 19 人

2 任期 令和 9 年 3 月 22 日から令和 12 年 3 月 21 日まで

3 身分 筑前町の特別職の非常勤職員

4 職務内容

農地の権利移動の認可や農地転用に係る審査業務及び担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等に伴う現地での調査・指導等

5 委員報酬 月額 28,900 円

6 推薦を受ける者又は応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、次のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する団体と密接な関係を有する者

7 推薦及び応募の方法

規定の様式に必要な事項を記入のうえ、添付書類を添えて提出すること。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しません。

(1) 提出書類

個人からの推薦：筑前町農業委員推薦書（個人推薦用）	様式第 1 号
団体からの推薦：筑前町農業委員推薦書（団体推薦用）	様式第 2 号
個人の応募：筑前町農業委員申込書	様式第 3 号

(2) 添付資料

- ・ 推薦を受ける者又は応募者の住民票（発行後 3 箇月以内）

(3) 提出先

提出書類は、持参または郵送により下記へ提出してください。

〒838-0298 朝倉郡筑前町篠隈 373 筑前町農業委員会事務局

(4) 受付期間

令和8年8月3日（月）から令和8年9月18日（金）まで

※ 持参の場合：平日の午前8時30分から午後5時15分までに提出。

※ 郵送の場合：令和8年9月18日（金）までの消印有効。

8 選考方法

筑前町農業委員会委員候補者評価委員会を開催し、提出された書類をもとに評価を行い町長へ報告します。（必要に応じて面接を行う場合があります。）

町長は、同委員会の報告を参考に当該候補者を決定し、町議会の同意を得て委員を任命します。

なお、選考結果は推薦する者及び推薦を受けた者並びに応募した者の全員に文書で通知します。

【農業委員を任命する際の要件（留意事項）】

- ・ 農業委員の過半は認定農業者でなければならない。
- ・ 農業委員会の事務に関し利害関係を有しないものを1人以上含めなければならない。
- ・ 年齢・性別に隔たりが生じないように登用に配慮しなければならない。

9 その他

受付期間の中間及び終了後に、筑前町のホームページ等で、以下の内容を公表します。

- (1) 推薦をする者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦をする者（法人又は団体）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員の資格・要件
- (3) 推薦を受けた者又は応募した者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦を受けた者及び応募した者が認定農業者等であるか否かの別

10 問い合わせ先

筑前町農業委員会事務局

TEL：0946-42-6640 FAX：0946-42-2011